



平成 21 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 忠
代表者名 代表取締役社長 山下 視希夫
(コード番号 8184 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 出村 敏文
(TEL 048-623-7711)

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、平成 21 年 6 月 19 日付で、公正取引委員会より「排除措置命令」の文書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 排除措置命令を受けるに至った経緯

当社は、平成 20 年 10 月 7 日に「独占禁止法」に違反する疑いにより、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。その後も検査は継続され、当社は全面的に協力をしてまいりましたところ、このたび公正取引委員会より「独占禁止法」第 20 条第 1 項の規定に基づき「排除措置命令」が発せられました。

2. 排除措置命令の内容

当社が、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成 17 年公正取引委員会告示第 11 号）に規定する「大規模小売業者」に該当し、納入業者との取引において、①店舗の閉店または改装に際して商品の不当な返品 ②家具商品部の定番外れ又は店舗の閉店に当たり商品の不当な値引き ③店舗の開店・改装又は閉店に際して納入業者の従業員等の不当な使用、以上の行為を取りやめ、将来に亘り、これを行わないという排除措置等を命ずるというものです。

3. 今後の見通し

当社は、今回の「排除措置命令」を真摯に受け止め、命令内容を十分に検討のうえ改善を図り、一層のコンプライアンス体制の強化に努める所存であります。

4. 業績に与える影響

本件による業績（平成 21 年 8 月期）への影響は、軽微であると考えております。

以上